

## 福岡市地下鉄経営戦略懇話会に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地下鉄事業に係る長期的視点に立った新たな経営計画として福岡市地下鉄経営戦略を策定するにあたり、幅広い意見を聴取しながら検討を進めるための、福岡市地下鉄経営戦略懇話会（以下「懇話会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (懇話会の目的)

第2条 懇話会では、福岡市地下鉄経営戦略の策定に関する事項について、懇話会の委員（以下「委員」という。）が各自の意見を述べるものとする。

### (委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから福岡市交通事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者等の有識者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 市民
- (4) 管理者が必要であると認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から平成31年3月末日までとする。ただし、特別の事由がある時はこの限りではない。

### (座長)

第5条 懇話会は、座長1人を置く。

- 2 座長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 座長は懇話会の会務を主宰する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (懇話会)

第6条 懇話会は、管理者が開催する。

### (懇話会の公開)

第7条 懇話会は、原則公開とする。ただし、その懇話会における検討の内容が、福岡市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は、懇話会を公開することにより、当該懇話会の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

- 2 懇話会の傍聴に関する手続その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、管理者が、定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

## 福岡市地下鉄経営戦略懇話会傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福岡市地下鉄経営戦略懇話会に関する要綱第7条第2項の規定に基づき、福岡市地下鉄経営戦略懇話会（以下「懇話会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

### (受付)

第2条 懇話会の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、自己の氏名等を傍聴希望者受付簿（様式第1号）に記入し、整理番号票（様式第2号）の交付を受けなければならぬ。

2 傍聴希望者の受付は、懇話会の開催の30分前に開始し、懇話会の開催の10分前に終了するものとする。

### (定員)

第3条 懇話会を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、5名とする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選によって傍聴人を決するものとする。

### (懇話会場に入ることのできない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他懇話会若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は懇話会を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、懇話会の懇話会場（以下「会場」という。）に入場することができない。

### (傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、懇話会を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は懇話会の妨げとなるような行為をしないこと。

### (撮影、録音等の禁止)

第6条 会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、福岡市交通事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた場合は、この限りでない。

### (傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、懇話会が傍聴を認めない議題に関する協議を行おうとするときは、速やかに会場から退場しなければならない。

### (傍聴人への指示)

第8条 管理者は、懇話会の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

### (違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、管理者は、傍聴人に対して必要な措

置を命じることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、管理者は、その者に対して会場からの退場を命じることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、懇話会の傍聴に関し必要な事項は、その都度管理者が定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

(様式第1号)

福岡市地下鉄経営戦略懇話会

傍聴希望者受付簿

氏名	住所

(様式第2号)

年　月　日

福岡市地下鉄経営戦略懇話会

**整理番号票**

No.\_\_\_\_\_

傍聴人は、懇話会の開催中この整理票を携行し、  
係員の求めに応じて提示してください。